

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月4日

大津市長 殿

提出者

住 所 大津市御陵町3番1号
 氏 名 大津市公営企業管理者
 南 堀 弘

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-523-1234

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大津市企業局 水道事業部 清水施設課 柳が崎清水場
事業場の所在地	大津市柳が崎6番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

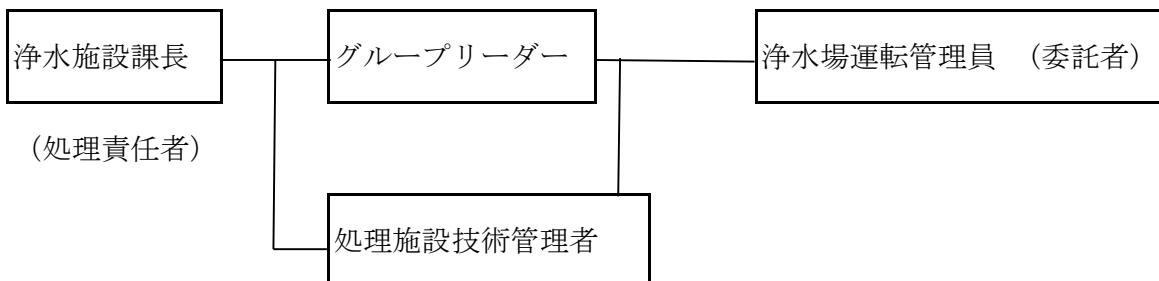
① 事業の種類	水道業
② 事業の規模	浄水能力 45,000m ³ /日
③ 従業員数	12名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>柳が崎清水場処理フロー</p> <p>(委託により一部の汚泥を固化施設へ移送する)</p>

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理体制



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	2,743 t	t
(これまでに実施した取組) 令和6年4月から令和7年1月17日までの上水汚泥の一部を下水道に放流した。 また、汚泥脱水機が復旧したため令和6年12月からの上水汚泥を産業廃棄物（汚泥の固化処理）として処理した。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	5,000 t	t
(今後実施する予定の取組) 令和7年度は、汚泥脱水機と下水放流の2つの処理を行う。 定期的なジャー・テストの実施により、適正な凝集剤の注入率を設定すると共に排泥工程の見直しを行い汚泥の発生を制御する。汚泥濃縮槽の汚泥界面を常時監視して濃縮性を高め、より効率的な汚泥脱水機の運用に努める。 上記の方法により濃縮汚泥排出量を5,000 tぐらいと推測する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当浄水場で発生する産業廃棄物は浄水汚泥のみであり、分別は不可能です。現在、産業廃棄物と下水道放流で処理を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も現状の取り組みを継続し、再利用に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,743 t	t
(これまでに実施した取組) 令和6年度は、汚泥脱水機と下水放流の2つの処理を行う。 定期的なジャーテストの実施により、適正な凝集剤の注入率を設定すると共に排泥工程の見直しを行い汚泥の発生を制御する。汚泥濃縮槽の汚泥界面を常時監視して濃縮性を高め、より効率的な汚泥脱水機の運用に努める。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5,000 t	t
(今後実施する予定の取組) 汚泥脱水機により、定期的なジャーテストの実施により、適正な凝集剤の注入率を設定すると共に排泥工程の見直しを行い汚泥の発生を制御する。汚泥濃縮槽の汚泥界面を常時監視して濃縮性を高め、より効率的な汚泥脱水機の運用に努める。 上記の方法により濃縮汚泥排出量を5,000tまで推察する。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	48.72 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	48.72 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
汚泥脱水機により、定期的なジャーテストの実施により、適正な凝集剤の注入率を設定すると共に排泥工程の見直しを行い汚泥の発生を制御する。汚泥濃縮槽の汚泥界面を常時監視して濃縮性を高め、より効率的な汚泥脱水機の運用に努める。			

【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	200 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	200 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
②計画 (今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組のとおり、汚泥脱水機から排出する産業廃棄物を 産業廃棄物処理業者（汚泥の固化処理）にて処理を行う。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。